

ゴビンダ通信

No 28

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

November 20, 2006

支える会のみなさん、ナマステ!

みなさん、よろこんでください! 日弁連が10月19日づけであたしの再審をしないこと、せいしきにけってしまいました。こうさいのゆうざいはんけつまちがいたから、もういちどさいばんをやりなおすべきだと、日弁連もみとめてくれました。この“GOOD NEWS”きいて、とてもげんきがでました。ほんとうにうれしいです。これもあたしの“無実”しんじてたすけてくださっている、すべてのみなさんのおかげです。みなさん、ほんとうにありがとうございます。どうぞこれから、もっともったくさんの署名あつめて、さいばんしょにとどけてください。そして、ゴビンダは“無実”だから、1日もはやく再審無罪にして、ネパールのかぞくのところにかえしてくださいと、さいばんかんにおねがいでください。

みなさん、あたしはけいむしょにいたらればなるまいようたわるいこと、かみさまにちかってせつたいにせつたいにしていません。ここ(よこはまけいむしょ)にきてから、もうすぐ3年にたります。たにもつみがたい無実のひとにむりにしてゆざいされてけいむしょにとじてめたるもう3年にたりました。日本のさいばんしょやけいさつのかんがいかたや やりかたをめちゃくちゃ [incoherent] です。いちどしかたないあたしのじんせいのもったもたいて10年かんを日本のさいばんしょからうばわれてほんとうにひどいやじんです。みなさん、あたしが再審無罪になって、ネパールにかえれる日まで、どうぞたすけてください。これからもよろしくおねがいします。

2006年11月8日よこはまけいむしょにて。

“無実”ゴビンダ: フラサド・マイナリ

日弁連の再審支援が決定！

ゴビンダさんの再審について日弁連の支援が10月19日付で正式に決定しました。日弁連支援事件に決定されたことは、以下のような意味をもちます。

金銭面：たとえば新証拠のための実験が必要な場合など、個別承認を受ければ、資金面での援助が得られる。

人的面：たとえばDNA鑑定に関わるケースであれば、DNA鑑定に詳しい弁護士を入れるなどの弁護団増強が可能となる。

精神的意味：もちろん日弁連支援事件であれば必ず再審開始になるわけではないが、現実問題として、過去に再審開始になった例は、日弁連支援事件だけである。日弁連支援事件であれば、裁判所も軽々しくは扱うことができない。

この機会に、もっと強くゴビンダさんの無実を裁判所に訴えましょう！！

面会報告 < 10月から月3回面会できるようになりました！ >

「今日は運動会やってますから、面会の順番が前後するかもしれません」

受付の刑務官に言われて門内に入ると、たしかに、小学校の運動会などで耳慣れた音楽にまじって、「ウオ～ッ！！！」という、地を揺るがさんばかりの凄まじい大歓声が聞こえてきます。

ゴビンダさんは、ずっと野外にいたせいか、健康そうに赤く上気した顔をほころばせて、面会室に入ってきました。

「私、4類から3類になりました。ほら、見てください」

得意げに突き出した胸のカラーバッチは、先月までの黄色から緑色に変わっています。

「おめでとう！ゴビンダさん。えらい、えらい（拍手）」

「3類は、月3回面会できます。手紙も月4通出せます。あと月1回、お菓子食べながら映画、見せてもらえる」

その他にも、私物（本、手紙、写真など）を手元に置けるとか、差入品がすぐ翌日に受け取れるなど、いろいろ処遇面でのメリットがあるそうです。

「みなさんからの手紙、ちゃんともらえてます。私、とっても喜んでる。なかなか返事、書かなくてゴメンナサイと伝えてください」

みなさん、事情はわかってくださっていると思うが、一人一人に返事を出すのが難しいなら、「支える会」への手紙で、お礼を述べたらよいのではないかとっておきました。

東京高裁・第四刑事部の裁判長が交代したことを話すと、「そうですか！今度はどんな人？」と身を乗り出して訊いてきました。よくわからないが、とくに悪い評判は聞いていないから、まずまず良識的な裁判長なのではないかと思う。ゴビンダさんが再審のことをいつも気にかけているのはわかっているが、なにしろ長い時間がかかることだから、弁護団を信頼して良い知らせを待っていてほしい。とにかく、今のゴビンダさんに出来ることは、少しでも早く仮釈放をもらえるよう、ここでの1日1日を大切に過ごすことだと思う。

「ここを出られる日は必ず来るから、それまでがんばりましょうね」と言うと、「わかりました！」としっかり頷いていました。

（10月18日：客野）

10月学習会報告

「再審をとりまく情勢と私たちのたたかい」～国民救援会の支援運動の経験から～

いま、司法の世界で何が起きているのか。「無辜の救済をするはずの再審制度」とは何かを改めて問い直し、その現状を明らかにして「ゴビンダ再審」を推進する力にと、日本国民救援会の小川国亜氏を招いて学習会を行った。

「誤った裁判をやり直す」この単純明快な人権の基本に関わる再審の扉がなぜ開かないのか。再審の要件は、刑事訴訟法435条「無罪を言渡すべ明らかな証拠を新たに発見した時（新規性明白性＝無罪の高度の蓋然性）」とされている。真犯人が名乗り出てこないとならば再審の扉は開かないよと、まるで笑い話のように言われていた。ところが1949年の弘前事件（殺人：那須さん懲役15年）、1952年の米谷事件（強盗致死：米谷さん懲役10年）では共に真犯人が自ら名乗り出たのである。当然、再審開始のはずだが、前者の仙台高裁は「真犯人と名乗る者の証言が100%信用できる事を請求人側で証明せよ」、後者の青森地裁は「すべて証拠を精査しても米谷を犯人とする確定判決の結論に疑問をさしはさむべき理由はない」と再審請求を棄却してしまつたのである。

これはもう屁理屈にもならない。再審制度そのものを裁判所が否定しているのである。＜再審を認めると司法の権威が下落する＞＜三審制の放棄に繋がる再審制度＞など敵意さえ感じられる。「ラクダが針の穴を通るよりむずかしい」と言われる所以でもある。ねばり強い「無辜の救済」のための再審請求の闘いは続けられ1975・76年の最高裁第一小法廷の「白鳥・財田川決定」にたどり着き、以後10件余の再審開始から無罪確定へとつながっていくのである。

そのきっかけとなる白鳥決定では「再審理由を規定する解釈」として「確定判決における事実認定に合理的疑いが生じれば足りるし、疑わしきは被告人の利益にという刑事裁判の鉄則が適用される」とした。そして財田川決定では「確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもって足りると解すべきである」と具体的に判示したのだ。その流れの中で免田・財田川・松山・島田事件など有名な死刑再審4事件で、再審が開始され、無罪が確定した。

その後、この「無辜の救済をすすめる本来の再審」が進められているのか。残念ながらこの流れは定着しきれず「確定判決の立場に立って再審を認めない見解・勢力」が激しくぶつかり合っているのが今日的情勢の特徴である。そのために運動の観点として 弁護団と協力し法廷でのたたかいを進める 国民の権利として裁判を監視・批判し多くの人に事件の真実を宣伝し訴える 家族を励ます手だてや本人の処遇改善の要求にも取り組んでいく事などが大切である。

最後に小川さんは「無実・裁判のやり直しを叫び続けている冤罪犠牲者の思いを受けとめ、再審開始・無罪を勝ち取るために力を合わせましょう。そして、ゴビンダさんを救い出して父母の待つネパールに送り届けましょう」と結んだ。（武蔵）

「無実者を刑務所に送り込むのか？」～不当な上告棄却に怒りの声！

9月25日、最高裁は、恵庭冤罪事件の上告を棄却しました。今年3月に弁護団が上告理由書を提出してからわずか半年。実質的な審理が行われたとは、とうて考えられません。さらに弁護団は、8月にもタイヤ燃焼実験などの鑑定証拠を補充書として提出していたのですが、それは文字通り一顧だにされなかったこととなります。犯行場所、犯行時刻、犯行方法すら特定せずに有罪を認定することが、はたして許されるのでしょうか？ 刑事裁判の鉄則「疑わしきは被告人の利益に」は、いったいどこに行ってしまったのでしょうか？

11月7日、最高裁は、東住吉冤罪事件で無実を訴えてきた朴龍皓さんの上告を棄却しました。「自白の犯行方法」と火災再現実験結果との明らかな矛盾（ライターでガソリンに着火したら火だるまになってしまうなど）については、まったく言及していません。最高裁の裁判官や調査官は、「この自白はおかしい」と思わなかったのでしょうか？「おかしい」と思いつつ、あえて無視したのでしょうか？このような理不尽な判決には、とうてい納得できません。朴さんと弁護団と「支援する会」は、再審に向けて新たな闘いを開始します。今なお上告中の青木恵子さん（もう一人の被告人）に、激励とより一層のご支援をお願いします。

1月学習会のお知らせ（*詳細は、チラシ同封）

日時 2007年1月27日（土） 午後2時～4時（1時30分開場）
会場 渋谷区立勤労福祉会館 第4洋室
内容 「東電OL殺人事件」の真相と再審の論点を探る
講師 鈴木郁子氏・宮村啓太氏（ゴビンダ弁護団）

2007無実のゴビンダさん支援集会の予告（*詳細は、次号にて）

日時 2007年3月24日（土） 午後2時～5時

不当逮捕から10年。再審請求から2年。無実を訴えるゴビンダさんの早期救出を！

事務局からのお知らせ

事務局会議：隔月第2火曜日 午後7時～9時 現代人文社：信濃町駅下車徒歩5分
<次回は2007年1月9日（火）>

ゴビンダさんに、年賀状を出してあげてください。宛先は下記のとおり。

[〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 ゴビンダ・プラサド・マイナリ]

来春、ゴビンダさんの妻ラダさんと2人の娘さんを日本にお呼びする予定です。

年末カンパ、家族来日カンパ、どうぞよろしく願いいたします。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0016 東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付 TEL：080-6550-4669

e-mail：govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>